

令和5年4月14日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役副社長 宇野 護 様

静岡県中央新幹線対策本部長
静岡県副知事 森 貴志

工事の一定期間、発電のための取水を抑制し、大井川に還元する方策に関して東京電力リニューアブルパワー株式会社と協議を開始することについて

令和5年3月27日に開催した大井川利水関係協議会（以下、「協議会」という。）において、貴社から説明を受けた「大井川利水関係協議会の皆さまへのお願い」について、協議会において、別紙のとおり修正することで、貴社が了解を得たいとする前提条件について各会員が了解する旨、決定されましたので通知します。

なお、東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下、「東京電力RP」という。）と、田代ダム取水抑制案（貴社が協議会で説明したもの。（以下、「B案」という。））に関する協議にあたり、以下の意見を申し添えます。

- 1 貴社とは、これまで「引き続き対話を要する事項」47項目について、対話を行っているところであり、B案は、その一部の全量の戻し方のみに関わるものである。今回、大井川利水関係協議会々員に了解を得たいとする前提は、貴社が東京電力RPと行うB案の実現性に関する協議に限ること。
- 2 山梨県内で行う高速長尺先進ボーリングからの湧水及び水圧差により山梨県のトンネル湧水として静岡県内の水が引っ張られる懸念に関する取り扱い（静岡県から山梨県へ流出する水の全量の戻し方等）については、引き続き、静岡県地質構造・水資源専門部会で対話すること。

【別紙】

田代ダム取水抑制案（貴社が協議会で説明したもの。以下、「B案」という。）の方策に関して、J R東海が、東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下、「東京電力R P」という。）とB案に関する協議を開始するに当たり、了解を得たいとする前提の修正

[修正]

1. B案は、静岡県から県外へ流出するトンネル湧水量と同量は大井川に戻す方策として、静岡県内の工事の一定期間（静岡県内のトンネル湧水が県外へ流出している期間。約10ヶ月間と想定）に田代ダムの取水を抑制し、大井川に還元する案として検討していること。

（除く焼津市）

2. B案は、永続的に行うものではない。2025年の田代川第二発電所の東京電力R Pの水利権更新に関わる協議は、大井川水利流量調整協議会で行われる。大井川水利関係協議会々員は、B案について、J R東海が3月27日の大井川水利関係協議会で説明した想定のとおり実施される場合は、この案を根拠とする水利権に関わる主張をしない。想定外の場合においては、J R東海は、大井川水利関係協議会々員と協議を行う。

（焼津市）

2. B案は、永続的に行うものではない。2025年の田代川第二発電所の東京電力R Pの水利権更新に関わる協議は、大井川水利流量調整協議会で行われる。大井川水利関係協議会々員は、B案について、J R東海が3月27日の大井川水利関係協議会で説明したとおり東京電力R Pの水利権に影響を与えない場合は、この案を根拠とする水利権に関わる主張をしない。仮に東京電力R Pの水利権に影響を与えることになる場合においては、J R東海は、大井川水利関係協議会々員と協議を行う。

3. 修正なし